

平23福情答申第4号

平成24年2月28日

福岡市長 高 島 宗一郎 様
(早良区保健福祉センター健康課)

福岡市情報公開審査会
会 長 川 副 正 敏
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成23年6月14日付け早区健第402-1号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「平成22年5月14日付相談受付票(福岡拘置所医務室に関するもの)及び平成17年度～平成22年度分福岡拘置所医務室に対する診療所立入検査表」の一部公開の件

答 申

第1 審査会の結論

「平成22年5月14日付相談受付票（福岡拘置所医務室に関するもの）及び平成17年度～平成22年度分福岡拘置所医務室に対する診療所立入検査表」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）については、非公開とした部分のうち、次の事項は公開とすることが妥当である。

- 1 相談受付票中の相談内容欄等のうち別表に記した部分
- 2 診療所立入検査表のうち管理者の氏名を除いた部分

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成23年4月5日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成23年3月28日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成23年4月5日、実施機関は、本件対象文書のうち、「平成22年5月14日付相談受付票（福岡拘置所医務室に関するもの）及び平成17年度～平成22年度分福岡拘置所医務室に対する診療所立入検査表」については、条例第11条第1項の規定により一部公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成23年5月26日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び平成23年7月25日付の反論意見書において、おおむね次のように主張している。

- (1) 個人名等、個人を識別できる情報を非公開とするのは納得できるが、実施機関は、立入検査時の調査内容及び聴取内容まで全て非公開としている。
- (2) 立入検査時の調査内容及び聴取内容を公開することで監視指導業務に支障が出るとは考えられず、非公開情報は個人名だけでよいはずであり、それ以外を非公開とするのは不当である。
- (3) 相談者である個人を特定できるとして、氏名等のプロフィールを非公開とするのは認められるが、相談内容及び相談者の意向については、個人情報といえども、プロフィールを非公開とすれば個人は特定できないのであるから、問題はなく、公開すべき情報である。
- (4) 定期の立入検査表についても、管理者の氏名を非公開とすれば、その他は公開しても何の問題もなく公開すべきであり、公開しないのは知る権利の侵害である。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成23年7月14日付け弁明意見書及び同年9月7日の当審査会第1部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断したうえで行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件で公開請求の対象となった公文書は、いずれも福岡市早良保健所の医療監視員が、医療法第25条第1項の規定に基づき、診療所である福岡拘置所医務室に立入検査を行った結果に関するものである。そのうち、「平成22年5月14日付相談受付票」は、診療所として開設許可を受けている福岡拘置所医務室に対する苦情の内容と、それに応じて行った立入検査の結果を記した報告書であ

り、医療監視員が指導等を行った内容に加え、同医務室から管理状況について聞き取った内容が含まれている。また、「平成17年度～平成22年度分福岡拘置所医務室に対する診療所立入検査表」は、診療所における適正な医療の確保を目的に、「福岡市診療所立入検査基準」に基づいて、各区保健所が管内の医療機関に対し行っている立入検査の結果を記したものであり、平成17年度と平成20年度に行われており、各当該年度の診療所立入検査表が存在する。

(3) 本件決定について

ア 個人を特定する情報については、対象文書中の氏名等だけではなく、相談内容についても、公開とすることで事情を知る人間には相談者が特定されてしまう可能性があるため、非公開とした。

イ 医療法第25条第1項に規定に基づく立入検査において、被検査医療機関は、医療監視員に守秘義務があるという認識のもと、医療機関の管理状況等に関する情報を提供し、かつ医療監視員の助言を受けるものである。そのため、検査結果や供述内容を無条件で全て公開した場合、医療監視員と被検査医療機関との間の信頼関係を損ね、双方が協力してより適正な医療の確保に努めるという立入検査の目的が達成できなくなるおそれがある。また、医療監視員が医療機関に対して指摘・指導等を行う内容には、法的に不備な点については是正を求める「要改善事項」、より適正な医療の確保のために助言する「要望事項」がある。そのうち、助言である「要望事項」まで公開することは、今後の調査協力が得られない、または、医療監視員が、調査協力が得られなくなるをおそれて有用な助言まで控えてしまう等のおそれがある。さらに、「要改善事項」の中にも、軽微な違反等が含まれる場合もあることから、公開した場合に、メリットよりも誤解や風評被害から生じるデメリットが大きい情報も多いため、慎重を期し非公開とした。

ウ 実施機関が受け付けた医療機関等に対する苦情の記録に関しては、一般的には、条例第7条第2号の規定に基づき、公にすることにより、対象となった医療機関の法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害す

るおそれがあるという判断のもと、公開しないことにより「人の生命等に影響を与える、または良質かつ適切な医療の提供が著しく阻害されるおそれがある」場合等を除き、苦情の有無も含めて原則非公開として扱っている。しかし、本件の苦情対象の診療所は国(法務省)の開設であって競争上の地位等を考慮する必要がないことから、対象文書のうち一部を公開することとした。

以上の考え方に基づいて、本件公文書の公開部分を決定したものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) 本件情報公開請求における対象文書は、①「過去10年間の福岡市早良保健所が福岡拘置所を立入検査した件に関する総ての公文書」と②「平成22年に福岡市早良保健所が福岡拘置所を立入検査した件に関する総ての公文書」となっている。
- (2) もっとも、上記①のうち、平成12年度～平成16年度分については、保存年限の満了で既に廃棄されており、早区健第1886-2号で非公開決定をしているが、異議申立人もこの件については異議を申し立てていない。
- (3) また、上記①のうち、平成17年度～平成22年度分については、医療法（昭和23年法律第205号）及び福岡市診療所立入検査基準に基づき、有床診療所である福岡拘置所医務室へは3年に1度行われていることから、上記期間中に立入検査が行われた平成17年度と平成20年度の立入検査表が本件対象文書である。
- (4) 上記②については、定期の立入検査ではなく、市民からの苦情をもとに医療法第25条の規定により立入検査が実施されたものであるため、立入検査のもととなった相談内容と検査結果等を記載した相談受付票が本件対象文書である。

2 条例第7条の規定について

条例第7条は、実施機関は、公文書に同条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない旨を定めている。本件対象文書に関しては、同条第1号、第2号

及び第5号に定める非公開情報該当性について検討を要することから、まず、当該各号の規定を示すと、次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号(個人情報)について

条例第7条第1号柱書は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

もつとも、

ア 法令等又は慣行で公にされ、又は予定されている情報

イ 生命等保護のため、公にすることが必要と認められる情報

ウ 当該個人が公務員等で、その職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合、当該部分を除く。）

のいずれかに該当する情報は、同号柱書に該当するものでも公開しなければならない旨規定している。

(2) 条例第7条第2号（法人等事業情報）について

条例第7条第2号は、法人その他の団体（国等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利利益を害するおそれがあるもの等は、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

(3) 条例第7条第5号（行政運営情報）について

条例第7条第5号は、市の機関等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは非公開情報と規定し、その例示として、アに、検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ等がある情報等を挙げている。

3 条例第7条第1号、第2号又は第5号該当性について

(1) 平成17年度、平成20年度の診療所立入検査表について

まず、診療所立入検査表は、検査対象となった診療所の名称、所在地、開設

者、管理者と調査者、調査年月日を記載する欄と検査事項を列記し、その適・不適、また不適の場合はその内容といった検査結果等の内容を記入する欄とに分けられる。本件において実施機関が非公開としたのは、対象診療所の管理者の氏名、適・不適のチェック及び不適の内容といった検査結果である。以下、各項目の条例第7条各号の該当性を検証する。

ア 診療所の管理者の氏名について

医療法第14条の2によると、診療所の管理者の氏名については院内への掲示義務が課されている。しかし、同法施行令第3条第2項によると、同法の規定は刑事施設については適用除外となっている。また、厚生労働省医政局長通知（平成19年3月30日医政発0330010「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」第四刑事施設等に係る適用除外について）によると、刑事施設を適用除外とするのは、職員の安全確保等の観点からとされている。上記の点をふまえて検討すると、一般に、診療所管理者の氏名は個人を特定できる情報であるが、医療法でその掲示義務が定められており、条例第7条第1号ただし書のアに該当する。しかしながら、前記のとおり、本件では拘置所医務室という掲示義務の適用除外となっている刑事施設が対象であり、条例第7条第1号ただし書のアには該当しない。また、本件診療所は開設者が国（法務省）であるが、掲示義務を適用除外とした理由が職員の安全確保のためであることから、「当該公務員等の職及び氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合」に当たり、条例第7条第1号ただし書のウにも該当せず、非公開が妥当である。

イ 検査結果について

本件対象文書である立入検査結果表の非公開部分には、医療法等の関係法令上の不備の有無に係わる適・不適を意味する記載と、その不備等の内容その他関係事項についての記載が認められる。実施機関の説明によれば、不適とは、法的に不備な点であり、「不適の内容」欄の記載とあわせて、是正を求める「要改善事項」を示すものである。また、適であっても「不適の内容」

欄に記載がある場合があり、これは法令上の不備はないが、より適正な医療の確保のために助言を行う「要望事項」などを示すものであるとしている。

しかしながら、検査対象が民間の医療機関であれば、実施機関が主張するように、これらを公開した場合、風評被害のおそれなどについて検討の必要性も否定できないところであるが、本件診療所については、開設者が国（法務省）であり、そもそも、条例第7条第2号には該当しない。また、医療法の目的が、適正な医療の確保を目的とし、同法に定める権限をもって立入検査が行われる以上、開設者が国である場合は特に、公開することで、検査対象機関が調査を拒む又は調査に協力をしないといった実施機関の主張する事態は考えがたく、検査事務に関し、正確な事実の把握を困難にするなどのおそれがあるとはいえないから、条例第7条第5号に規定する行政運営上の支障をきたす情報にはあたらない。そのほか、当審査会が本件対象文書を見分したところ、検査結果に関する欄には、前記の「要改善事項」とも「要望事項」とも異なる記述が認められる。実施機関が果たすべき説明責任の観点からいえば、書式又は記載の仕方について、立入検査の実情をふまえて今後検討がなされるべきものとも考えられるが、いずれにしても、当該記載は非公開事由に該当するものではなく、公開が妥当である。

(2) 相談受付票について

相談受付票は、受付に関する情報、相談者の情報、相談内容、相談への事後処理に関する情報で構成されている。本件において実施機関が非公開としたのは、相談者に関する情報、相談内容の全て、相談を受けて行った立入検査結果とそれをふまえての指導内容及び回答の一部である。

なお、一般に、市民からの個別の相談内容には、多くの場合、個人情報該当性が含まれると考えられるが、本件相談については、診療体制の不備を公にし、当該医療機関に対して実施機関の職権発動を求める趣旨であることもふまえて、以下、条例第7条各号への該当性を検証する。

ア 相談者の情報について

相談者の氏名、住所、年齢等の個人が特定できる情報については条例第7

条第1号に該当し、かつ同号ただし書に該当する事情も認められないから、非公開が妥当である。

イ 相談内容及び相談者の意向について

まず、本件相談は、一種の通報としての性格を有するものと認められ、相談者の不利益を可及的に回避する必要がある。そして、本件の相談内容については、相談者の経験、状況等をふまえたものと、要望等の記載に分けられるが、相談者の経験や状況等が含まれる記載については、相談者の情報の欄において、相談者と患者との関係が既に公開されているため、相談者の氏名等を非公開としたとしても、他の情報と照らし個人が特定できる情報か、個人の特定に至らないとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれを否定できない情報にあたり、条例第7条第1号に該当するため非公開が相当である。一方、要望等については、個人の特定又は権利利益の侵害に繋がるおそれはないと判断されるから、公開とすることが妥当である。

ウ 相談への事後処理に関する情報について

相談への事後処理に関する情報については、本件相談を契機とした立入検査の結果を記載したものであり、前記(1)のイで述べたとおり、定期の立入検査であれ、相談に基づく立入検査であれ、医療法が適正な医療の確保を目的とし、同法に定める権限をもって立入検査が行われる以上、公開することで、条例第7条第5号に規定する、立入検査の協力が得られなくなるなどの事情は認められないから、行政運営上の支障をきたすおそれがある情報にはあたらず、前記イのとおり相談者が特定可能な情報を除き、公開とすることが妥当である。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年6月14日	実施機関からの諮問
平成23年7月14日	実施機関が弁明意見書を提出
平成23年7月29日	異議申立人が反論意見書を提出
平成23年9月7日	実施機関より意見聴取
平成23年10月5日	審議
平成23年11月9日	審議
平成24年1月11日	審議
平成24年2月13日	審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏，多田利隆，馬場明子，福山道義

別表

相談受付票対象項目	公開すべき部分
相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目 1文字目から 1行目 5文字目まで ・ 3行目 1文字目から 3行目 16文字目まで ・ 5行目 1文字目から 6行目 文末まで ・ 9行目 7文字目から 9行目 10文字目まで ・ 10行目 3文字目から 11行目 文末まで
相談者の意向（どうしてほしいのか）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目 5文字目から 2行目 文末まで
事後処理（相談以降の経過、結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全て